

素案

はじめに

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書（平成28年3月。以下「平成28年報告書」という。）に基づき、2016年5月に児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「平成28年改正法」という。）が全会一致で成立した。

同法においては、子どもが権利の主体であることや子どもの家庭養育優先原則など児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待の発生予防という観点から、子育て世代包括支援センターの全国展開、児童虐待発生時の迅速・的確な対応や在宅支援の充実強化に向けた市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備や要保護児童対策地域協議会の調整機関への専門職の配置、児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司等の研修義務化や弁護士配置の措置等、特別区における児童相談所の設置可能化、被虐待児童への自立支援のため、里親委託の推進や自立援助ホームの対象拡大等が講じられた。

こうした改正が行われる一方、平成28年報告書において提言された項目のうち、児童相談所の強化のための機能分化として、「虐待関連通告・相談電話（189）窓口の一元化」及び「調査・保護・アセスメント・措置機能の強化」、職員の専門性の向上として、「子どもの家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方」などに関する事項の一部は平成28年改正法には盛り込まれておらず、改正法附則において検討事項とされた。

※ 平成28年改正法附則第2条第3項 「政府は、法律の施行（2017年4月）後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

また、2017年8月には、「新しい社会的養育ビジョン」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会）において、子どもの権利保障のための児童相談所の在り方として、児童相談所の機能分化、支援の必要な子どもの把握及び通告窓口、人材育成、専門性の向上、資格化の可能性等について提言されている。

加えて、本年3月に5歳の女兒が児童虐待により死亡する事例があったこと等を受け、増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって対策に取り組むべく、本年7月20日には、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）がとりまとめられた。また、本年10月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会。以下「平成30年10月死亡事例検証報告」という。）において、本事例の検証が行われ、緊急総合対策の本事例を踏まえた効果的な実施等の国への提言がとりまとめられた。

今般、平成28年改正法附則第2条第3項に基づく検討事項を検討するため、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に、市町村・都道府県における子ども家庭相談

支援体制の強化等に向けたワーキンググループが設置され、2018年9月から12月まで〇回にわたり議論を重ねてきた。

本ワーキンググループでは、これまでの検討内容等も踏まえ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条に規定する全ての子どもが、その健やかな成長、発達、自立等を保障される権利を有するという考え方を前提として、こうした子どもの権利を守るため、今後の児童相談所の業務の在り方等を含めた市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた取組について、目指すべき方向性、今後の取り組むべき事項について整理した。

今後、制度的な対応など必要な事項については、国において財政的な措置も含め、適切に対応されるべきである。

また、今回整理した事項にとどまることなく、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の一層の充実に向け、不断の見直しを行い、必要な取組を進めるべきである。

併せて、子ども家庭相談支援体制の整備に向けては、児童相談所や市町村等の地方自治体はもとより、関係機関なども含めた地域全体での取組が必要不可欠である。

国・自治体・関係機関が、それぞれの役割を着実に果たすとともに、あらゆる地域資源が一丸となって取り組むことが求められるものであり、全ての地域で全ての子どもや家庭が育まれるという視点で取組が進むことを願ってやまない。

1 児童相談所の業務の在り方

（現状・課題）

これまで、児童相談所では、保護者と子どもを分離し、保護するという介入的な機能（以下「危機介入機能」という。）から、子どもや保護者を含めた家庭のニーズに沿って包括的に支援していくという機能（以下「支援機能」という。）までの全ての機能を担ってきた。

こうした機能については、児童相談所内での部署分け等による機能分化を行ってきており、「初期対応」と「支援」の機能を分けて対応している児童相談所は約35%¹であり、管轄児童人口や虐待相談対応件数が多い児童相談所において機能分化の体制が採用される傾向がある。

また、市町村においては2004年の児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第150号。以下「平成16年改正法」という。）に子どもと家庭に関する各種の相談を受けることとされ、平成28年改正法により、妊娠期からの切れ目ない相談体制を整備するため、子育て世代包括支援センターの全国展開や、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進などの市町村における相談体制の整備も進められてきており、児童相談所と市町村をあわせた地域の相談支援体制の充実を図ってきている。

平成28年報告書において、

¹ 「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能の分化に関する実態把握のための調査研究」（平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）

「初期対応」は「主に「受付・受理」から「援助方針の決定」までの業務のすべてもしくは一部を担うもの」、「支援」は「主に「援助の実行」以降を担うもの」として調査を実施。

- ・虐待通告数が増大している現状において、対応の限界にきており、児童相談所の機能強化が必要であること
- ・保護機能（調査・保護・アセスメント機能）と支援マネジメント機能を同一機関が担うことによって、保護者との関係を考慮するあまり必要な保護が躊躇されているという指摘があること
- ・親の意向に反する一時保護を行った結果、その後の支援が進まないという指摘があること

等から、児童相談所の調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能を分化させること（機関分化もしくは部署の分化）が提言されている。

また、行政サービスにおける自治体のサービス水準を標準化するという観点から、自治体が行う子ども家庭相談支援が全国どこの自治体においても高い水準を保つため、的確に評価できる機関による第三者評価制度が必要との指摘がされている。

加えて、児童相談所における専門的な体制の強化という観点については、平成 30 年 10 月死亡事例検証報告の「国への提言」においても、

- ・関係機関や医療機関からの情報提供に対して的確に判断できるよう、児童相談所職員のアセスメント力を補強する、児童相談所の医師や弁護士の特任職の常勤配置をこれまで以上に促進することなどによる日常的に相談できる体制を全国的に整備
- ・全国的に十分にアセスメント力、ソーシャルワーク力が備わるよう、児童相談所の専門的体制の強化を図るための施策の推進及びその実効性を担保するための仕組みの検討

という指摘がされている。

（主な議論）

本ワーキンググループにおいては、これまでの指摘、特に、危機介入機能について十分対応できていない児童相談所があるという指摘も踏まえ、支援ができなくなることを危惧するために介入を躊躇することをなくすためにどのような体制や対応等が必要かについて議論を行った。

児童相談所における機能をどのように考えるかという点については、

- ・危機介入機能と支援機能は並行して行う必要があることから、同じ組織内での意思決定という枠組みは維持しつつ、初期対応について迅速な対応やアセスメントの客観性の担保のため、児童相談所内での機能分担を進めることで対応することが必要
- ・こうした機能を適切に行うためのビジョンを都道府県ごとに持って取り組んでいくことが必要、その際の機能分担の方法は人口規模や児童虐待の対応件数等に応じて各地域に合った方策としていることが必要であり、各都道府県でこうした方策の検討が進むよう、国は色々なモデルを示すことが必要

との意見があった。

また、児童相談所の機能強化を図るという観点から、

- ・危機介入機能を適切に行うためには、ケースの深刻さ等についての的確に把握するための体制を整えることが重要
- ・児童相談所の質の標準化を図るため、質を評価するための第三者評価の枠組みを構

築し、評価機構を創設することが必要

- ・第三者評価による児童相談所の質の評価に当たっては、各地域の実情も踏まえた評価の枠組みが必要
 - ・支援機能は主として市町村が担うこととするとともに、併せて民間委託を進めることにより、児童相談所は主として危機介入機能を中心とした機関としていくことが必要
 - ・市町村における相談体制強化は在宅支援サービスの充実を図ることが重要。その際、在宅サービスの提供に際して、措置費と同様の公費が支払われる枠組みが重要。
 - ・児童相談所に業務が集中している状況を改善するためにも、可能な業務は民間委託を進めることが必要
 - ・危機介入機能の強化には、一時保護所に係る体制強化をあわせて行うことが必要
- などの意見があった。

さらに、

- ・弁護士について常勤配置を義務づけるべき

という意見があった一方、

- ・専門的な観点も踏まえたケースワークを行うため、配置方法にかかわらず、日常的に相談・支援が受けられる体制整備が重要
- との意見があった。

このほか、増大する通告へ対応するためにも、児童相談所の数を増加させることの必要性、特に、中核市・特別区における児童相談所の設置の義務化について検討すべきとの意見もあった。

また、措置をした子どもの自立支援について、市町村も含めて取組を推進すべきとの意見もあった。

(目指すべき方向性)

児童相談所において、児童虐待の相談対応件数の増加に伴い、通告に対応した初期対応を迅速かつ的確に行い、必要に応じて危機介入機能も含めた対応ができる体制が必要とされてきている。これに対応するため、初期アセスメント、見立てを適切に行い、必要に応じて躊躇なく介入することができる体制整備が求められる。また、体制整備に当たっては、児童相談所のみならず、一時保護の体制整備に向けた検討を進めることが必要である。

このため、各都道府県等において、体制整備の方法を検討し、危機介入機能も含めた対応ができるための取組を明らかにし、体制整備を進めるとともに、行政組織内だけではなく、第三者の視点も踏まえた見直しが進められるような仕組みが必要である。

あわせて市町村における相談や支援機能を強化し、児童相談所と市町村や民間機関が連携・共働しながら、地域で介入から支援、措置解除後も含めた自立支援等切れ目ない支援ができる体制整備を進めていくことが必要である。

国、都道府県及び市町村においては、こうした体制整備が進められるよう、具体的には、まずは以下のような取組を進めるべきである。

併せて、児童相談所及び市町村における体制整備に関しては、緊急総合対策に基づき

人員体制の強化及び必要な財政措置等を講ずるべきである。

また、措置解除後も含めた子どもの自立支援に関しては、引き続き検討を進める必要がある。

(対応)

(1) 都道府県等における危機介入機能も含め適切な対応等がとれるようにするための体制整備

① 危機介入機能も含め適切な対応が可能となるような体制整備等に関する計画策定

- ・危機介入機能も含め適切な対応がとれるよう、介入と支援の機能に応じた部署分けや介入の際に異なる職員での対応などの機能を分けることのほか、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備について各都道府県等において検討し、計画を策定する。
- ・国においては、こうした方向性を示し、各都道府県等における検討が進むよう支援する。

② 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化

- ・児童相談所において法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所における常勤弁護士の配置の推進等による日常的に弁護士と共に対応できるような体制整備を推進する。

③ 児童相談所の業務の質の向上を図るための評価の仕組みの創設

- ・児童相談所の業務について、PDCAサイクルにより業務を見直し、質を高められるよう、業務（一時保護所を含む。）について自己評価及び第三者評価を行う仕組みの創設に段階的に取り組む。
- ・具体的には、既に取り組んでいる自治体の取組例も参考とし、国において、標準的な指標や評価機構なども含め、より効果的な評価の在り方を検討した上で、ガイドラインの策定等を行い、全国展開に向けて取り組む。

④ 危機介入機能を強化するための研修等の充実

- ・児童福祉司における義務研修（スーパーバイザー研修を含む。）において、危機介入機能に重点をおいた内容とするなどの充実を図るほか、国において危機介入機能に着目した研修を実施する。

⑤ 民間委託の推進

- ・児童相談所が行う業務のうち、外部への委託により効果的に行うことが期待される業務（里親養育支援、電話受付業務、保護者支援プログラム、安全確認業務等）の民間団体への委託を推進する。

⑥ 中核市・特別区における児童相談所の設置促進

- ・地域におけるきめ細かな対応を進めるため、中核市・特別区における児童相談所の設置の促進が図られるよう、人材育成支援にかかる補助の拡充等により、より一層の支援の充実に取り組む。

(2) 市町村等の地域の相談支援体制の強化

① 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

- ・緊急総合対策に基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化を図るための支援のほか、先進事例を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアルを策定し、市町村が設置しやすい環境を整備する。
- ・子育て世代包括支援センターと一体的に設置する場合の要件やモデルを示すことにより、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。

② 要保護児童対策地域協議会の活性化、市町村の体制強化

- ・要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることにより、市町村、児童相談所を含む地域の連携体制を強化し、地域における共通の認識作りが進むようにする。
- ・緊急総合対策に基づき、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置を促進するとともに、国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン等を策定する。
- ・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。

③ 民間を含めた地域資源の充実

- ・地域における子どもや家庭を支援する資源を活用した在宅サービスや保護者支援等の充実を図る。

2 要保護児童の通告の在り方

(現状・課題)

現在、児童虐待等に関する通告は、児童相談所と市町村のいずれもが受理する体制となっている。平成16年改正法において、児童相談所の児童虐待相談対応件数や緊急事例の急増等、質的にも量的にも極めて厳しい状況に置かれ、十分な対応が困難となっていたこと、また一方、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、制度上、児童相談所が担うこととされている幅広い相談業務の全てに対応しきれなかったことを踏まえ、都道府県と市町村の役割を見直し、子どもと家庭に関する各種の相談全般を一義的に市町村において受け止めることとし、市町村が通告窓口として追加されている。

児童虐待相談対応件数は、児童相談所では約13万4千件（2017年度）、市町村では約10万7千件（2017年度）と増加し続けている。

平成28年報告書において、

- ・通告する側に緊急度の判断・通告先の選択を強いていること
- ・泣き声通告や面前DV通告など増大する虐待通告に対する児童相談所における安全確認・調査の業務量が膨大となっていること

等から、各都道府県に1箇所、通告窓口を一元化し、緊急性の判断やその後の対応について判断し、初期対応機関を児童相談所か市町村等へ振り分ける機関の設置をするべき、その際には、市町村への通告、相談を妨げるものではないが、併せて一元化された通告

を受理する機関への通告も行う等の指摘がされている。

(主な議論)

本ワーキンググループでは、こうした指摘も踏まえ、通告が増加する中、行われた通告に対して、確実に適切に対応するためにどのような体制や対応等が必要かについて議論を行った。

通告を受ける体制については、

- ・専門的にスクリーニングを行う通告窓口を都道府県に1箇所設置し、その機関が市町村、児童相談所へ振り分ける仕組みが必要

という意見があった一方、

- ・相談対応件数が極めて多い現状を踏まえ、専門性の高い人材を相当程度配置する必要がある窓口の設置は現実的ではない
- ・保健センターや保健所、学校等に身近な通告先である市町村の役割は重要であり、通告窓口を都道府県に1箇所に集約することは反対
- ・児童相談所と市町村で危険度に関する共通認識を持ち、情報共有しながら必要に応じて送致するなどの双方向のマネジメントを機能させることが重要

との意見があった。

このほか、

- ・受けた通告を適切にインテークできるような者を通告先に配置することが必要
- ・児童相談所に面前DV通告等が集中しており、その後の対応が十分できなくなっていることが課題であり、現行法でも可能である児童相談所が受けた通告の安全確認を市町村に依頼することなど、通告そのものではなくその後の対応を含めた体制として考えるべき
- ・児童相談所と市町村が市町村送致の際の参考として用いている共通リスクアセスメントツールについて妥当性や使いやすさについて疑問があり、見直しが必要

との意見があった。

また、児童相談所への通告が増大している現状について、

- ・児童相談所へ集中している警察からの通告をトリアージすることが必要
- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、通告の窓口と相談の窓口は分けるべき

との意見があった。

(目指すべき方向性)

まずは市町村、児童相談所のいずれが通告を受理した場合でも、通告を受理した機関が受けた通告について安全確認等の対応に当たって必要な情報の聞き取り等が適切に行われ、的確に通告に対応できるような体制整備を進めることが必要である。特に、通告が増大する中、ケースを的確に振り分け、いずれの機関が通告を受理しても必要な対応が的確にできるようにするための体制整備を、効率化の方策等も含めて進めることが必要である。とりわけ、市町村、児童相談所がそれぞれの役割が十分果たせるようにするための体制強化が必要であるとともに、ともに協働しながら対応できるようにしてい

くための意識作り、枠組みを継続的に構築することが重要である。

こうした取組を進め、通告から初期対応等まで、最も的確で効果的な対応をとるために必要な体制について、検討を進めるべきである。

国、都道府県及び市町村においては、こうした体制整備が図られるよう、具体的には、まずは以下のような方策を進めるべきである。

(対応)

(1) 通告後の対応に関する市町村、児童相談所の連携体制づくり

① 通告受理の際の情報の聞き取り等に関する研修の実施

- ・市町村、児童相談所が受け付けた通告に対して適切に情報の聞き取りが行えるよう、研修を新たに実施する。

② 市町村、児童相談所の協議、ガイドライン策定に向けた取組

- ・市町村、児童相談所が通告後の対応について共通認識を持って対応できるようにするため、事前に協議し、ガイドラインなどの策定に向けた取組を推進する。
- ・緊急総合対策に基づき、児童相談所に市町村支援のための児童福祉司の配置を進め、上記ガイドライン策定に向けた取組など市町村と児童相談所との連携体制強化を図る。
- ・国においては、上記ガイドラインのモデル案や、策定に向けた行程や活用方法等を示すとともに、児童福祉司等に対する義務研修に盛り込む。さらに、市町村支援のための児童福祉司の活動ガイドラインの策定や、当該児童福祉司向けの研修を行う。

③ 面前DV通告への市町村、児童相談所の対応等

- ・児童相談所が通告を受理した後の安全確認は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 6 及び児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 8 条第 2 項により市町村等の他機関に依頼することができることを踏まえ、児童相談所における面前DV通告に関する振り分けを行う体制、児童相談所と市町村の間の共通のガイドライン等の策定による共通認識の醸成、児童相談所の市町村担当支援児童福祉司による連携・協働する体制づくりなどにより、児童相談所と市町村の間の初期対応等に関する役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応を行うことができる枠組み作りを進める。
- ・国において、面前DV通告への対応に関する市町村、児童相談所におけるガイドラインの策定、活用方法等を示す。

④ リスクアセスメントシートの見直し

- ・市町村、児童相談所が市町村送致等の際に活用することとして作成されているリスクアセスメントツールについて、市町村、児童相談所がより実践的に活用できるものに見直す。

(2) 要保護児童対策地域協議会の活性化、市町村の体制強化（再掲）

- ・要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることにより、市町村、児童相談所を含む地域の連携体制を強化し、地域における共通の認識作りが進むようにする。
- ・緊急総合対策に基づき、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置を促進する

とともに、国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン等を策定する。

- ・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。

(3) 市町村、児童相談所の情報共有基盤の整備に向けた検討

- ・市町村、児童相談所が情報共有の効率化を図るためのシステム整備を進めるため、システム整備に当たって必要なガイドライン等の策定を行うなど、国において必要な支援を行う。

(4) 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の見直し

- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直す。

本ワーキンググループでは、通告窓口を都道府県に1箇所を集約すべきという意見もあったことから、上記(1)～(4)の取組状況等を踏まえ、行われた通告に対して確実に適切に対応するためのより効率的かつ効果的な方策について引き続き検討する。

3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策

(現状・課題)

児童相談所の職員については、平成28年改正法に基づき、2017年4月より児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司（以下「スーパーバイザー」という。）を含む。）について、国の基準に適合する研修の受講の義務づけたほか、スーパーバイザーについて、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない旨を法律上規定した。

また、児童心理司及び医師又は保健師の配置、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行う旨を規定した。

市町村の体制については、2017年4月から市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について専門職の配置の義務づけ、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置の努力義務化を行った。

平成28年報告書において、子ども家庭支援に当たる職員の専門性向上は重要な課題であるが、研修を受講しただけでは研修が身につけているかが判断されておらず、その技能がある職員かどうかは外部からわかりにくい状況だったこと等を踏まえ、

- ・子ども家庭支援に当たる指導的職員の専門性を向上させるとともに、その能力を客観的に明確化する観点から、子ども家庭福祉に関する専門の相談員として新たな公的資格を創設することを検討すべき、
 - ・資格については、関係学会が中心に検討すべき
- との指摘がされている。

緊急総合対策においては、現行の児童相談所強化プラン（2016年度～2019年度）を見直し、2019年度～2022年度において、児童福祉司の配置標準を見直し、約2,000人程度の増員を図ること、児童心理司等の児童相談所の職員の増員等に加え、市町村の要

保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進等のほか、児童相談所・市町村における専門性の強化などの体制強化を行うことが盛り込まれている。

なお、平成30年10月死亡事例検証報告の「国への提言」においても、

- ・全国的に十分にアセスメント力、ソーシャルワーク力が備わるよう、児童相談所の専門的体制の強化を図るための施策の推進及びその実効性を担保するための仕組みの検討

という指摘がされている。

(主な議論)

本ワーキンググループでは、現状・課題で示された指摘も踏まえ、緊急総合対策で児童福祉司等を増員していく中、児童福祉司等の児童相談所職員の資質向上を図るための方策や、地域としての対応力を高めるための市町村職員の資質向上を図るための方策等について議論を行った。

①児童相談所の職員の資質の向上については、

- ・都道府県ごとに採用計画・人事計画に関するビジョンを持つことが重要
- ・社会福祉士や精神保健福祉士などの既にある国家資格を活用すべき
- ・児童福祉司の任用資格については、働いてから資質の有無が分かることが多いため、できるだけ間口を広くするべき、また、国家資格が基礎にない職員についても、相談業務に従事したことなどの実務経験等をベースに考えるべき
- ・児童心理司の配置標準について法令に定めるべき

等の議論があった。

また、

- ・弁護士、医師について常勤配置を義務づけるべき

という意見があった一方、

- ・専門的な観点を踏まえたケースワークを行うため、配置方法にかかわらず、日常的に相談・支援が受けられる体制整備が重要

との意見があった。

スーパーバイザーについて、

- ・客観的な資質の向上に資するよう、既存の国家資格とは別に新たな子ども家庭福祉のソーシャルワークに関する資格を創設し、資格を取得した人のみをスーパーバイザーとすべき。その際の待遇改善などのインセンティブも必要

という意見があった一方、

- ・新たな資格を作っても定着するには時間がかかる上、子ども分野だけの資格を作っても取得する人はおらず、子ども家庭福祉だけに特化した資格化には反対
- ・児童相談所の職員は異動による行政機関内の任用が前提とされていることを踏まえ、行政組織内でのステップアップなどの資質向上の方策を検討すべき、また、児童相談所内のみならず、行政組織全体での人事異動も含めたキャリア形成を考える必要がある

という意見があった。

また、

- ・スーパーバイザーの資質向上の観点から、現行の要件だけではなく、より幅広い経験を積んだことを評価する仕組みや研修の修了要件を課すこと等の資質向上策も検討すべき
- 等の議論があった。

②市町村の職員の資質向上については、

- ・要保護児童対策地域協議会の調整担当者の資質の向上が必要
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の促進による職員の質・量の向上を図ることが必要

といった意見のほか、

- ・市町村にも児童相談所のスーパーバイザーと同等の人材の配置の義務化が必要
- という意見があった一方、
- ・全ての市町村に児童相談所のスーパーバイザーと同等の人材を配置することは困難。児童相談所による市町村支援等を組み合わせ、ともに地域における対応力を上げる取組が必要
- 等の意見があった。

(目指すべき方向性)

児童相談所、市町村における子ども家庭相談における対応を強化するため、それぞれの資質向上が必要である。児童相談所、市町村の職員の増員といった量的な整備と併せて、質の向上も進める必要がある。体制整備については、緊急総合対策に基づき人員体制の強化とそれに必要な財政措置を講ずることが求められる。

その際には、地域全体の対応力の向上という観点から、児童相談所、市町村が連携を図りながら専門性を高める取組を推進することも必要である。

子ども家庭相談を担う人材、特にスーパーバイザーに関しては、実務経験や専門性を十分に有する人材を養成する必要があるほか、こうした資質について客観的に把握できるようにするための枠組みとして資格化等について議論を行ったが、求められる要件の具体的な内容や資格化を含め客観的に把握する方法等について引き続き検討する必要があることから、資質を把握するための具体的な要件として、その手法やどのような実務経験を求めることとするか、義務研修の位置づけについてどのように考えるか等引き続き検討が必要と考える。

このため、こうした引き続き検討が必要な事項について、確実に検討を進めるとともに、国、都道府県及び市町村においては、まずは以下のような取組を進めるべきである。

(対応)

(1) 児童相談所の専門性向上のための体制整備

① 児童福祉司等の児童相談所の職員体制の強化

- ・緊急総合対策に基づく人員体制の強化等を講ずる。

② スーパーバイザー要件のさらなる厳格化の検討

- ・当面、スーパーバイザー研修の際のレポート提出等による修了要件を設定するとともに、研修受講を任用要件とする。
- ・スーパーバイザー要件について、児童福祉司としての業務経験おおむね5年以上及び上記要件に加えて、求められる要件について引き続き検討する。

③ 児童福祉司等の任用要件について相談援助の業務経験を有する旨の明確化

- ・児童福祉司、児童相談所長の任用要件のうち、業務経験が必要とされるものについて、相談援助の業務経験が必要であることを明確化する。

④ 児童心理司の配置人数に関する基準の設定

- ・児童心理司の配置基準に関して、法令に位置づけることを検討する。

⑤ 法的・医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士・医師等と共に対応できるような体制強化

- ・児童相談所において法的・医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所において、日常的に弁護士・医師等と共に対応できるような体制整備を推進する。

(2) 市町村の専門性向上のための体制整備

① 要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置促進等による資質の向上（再掲）

- ・緊急総合対策に基づく要保護児童対策地域協議会の調整担当職員について、専門職の配置を促進するための措置を講ずる。
- ・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。
- ・国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン等を策定する。

② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進（再掲）

- ・緊急総合対策に基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化を図るための支援のほか、先進事例を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアルを策定し、市町村が設置しやすい環境を整備する。
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一体的に設置する場合の要件やモデルを示すことによる設置促進を図る。

4 子どもの権利擁護に関する仕組み等

(子どもの権利擁護に関する仕組み等について)

平成28年改正法において、2016年10月より児童福祉審議会については、関係行政機関に加えて、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができる旨規定した。

また、平成30年10月死亡事例検証報告の「国への提言」においても、

- ・都道府県児童福祉審議会において、子どもの権利擁護を図る観点から、医療機関等を含む関係者や子ども自身から意見を聴き、個別ケース等の具体的な内容を把握し

審議できる仕組みの活用促進を含め、子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

という指摘がされている。

本ワーキンググループにおいて、

- ・子どもの声を十分に反映させるためのアドボケート制度の創設が必要
- ・乳幼児も含め子どもの声を代弁し届け、子どもの最善の利益を実現するアドボケイターが必要
- ・児童福祉司が子どもの権利を守ることが必要。

との意見があった。

また、子どもの権利を守る観点から、協同面接について、

- ・協同面接において、司法や警察が行った資料を児童相談所も適切に活用できるようにすることや、新たな機関創設による連携強化が必要

との意見があった。

このため、

- ・児童虐待を受けた子どもなどが自ら意見を表明できる機会を確保するため、都道府県児童福祉審議会等を活用した子どもの意見を聴く仕組みを構築し、全国展開を図る
- ・国においては、ガイドラインの作成・モデル実施等を行い、全国展開に向けた取組を行う

ことが必要である。